



Title	中国における弁護士像と法システムの相互関係 : 弁護士に対する統制体制を中心に〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	蘇, 航
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12928号
Issue Date	2017-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68084
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	HANG_SU_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 蘇 航

審査担当者	主 査	教 授	尾 崎 一 郎
	副 査	教 授	町 村 泰 貴
	副 査	教 授	鈴 木 賢（明治大学法学部）

中国における弁護士像と法システムの相互関係 —弁護士に対する統制体制を中心に—

蘇航氏による本論文は、改革開放後急速に法整備が進む中国における弁護士に対する統制（管理体制）の実相を明らかにするものである。一般的に法の専門職としての弁護士は、まさに専門職としての職業的自律性を有しており、国家の諸官職に比して相対的に在野性、権力対抗性を帯びているとされる。弁護士が活躍することで、環境汚染、労災・労働者搾取、有害食品による健康被害、知的財産権の侵害といった新しい諸問題への迅速な応答が可能になる。また弁護士は刑事訴訟や行政訴訟を通じて弱者の人権の擁護に貢献する。しかし、蘇氏によれば、中国では統制の強さ故に弁護士がこのような機能を果たし得ていない。

本論文は、中国における弁護士に対する管理体制が、通常指摘される「司法行政機関」による監督・指導と「弁護士協会」による自主管理との「両結合」という仕組みにとどまらず、共産党、司法行政機関、弁護士協会、法律事務所による「四重的統制」となっていることを、その体制が確立されてきた沿革を辿りつつ整理する。すなわち、個々の弁護士は、共産党による「政治的統制」、司法行政機関による「行政的統制」、弁護士協会による「集团的統制」（団体的統制）、法律事務所による「日常的統制」という四重の統制に服しているという。しかも、弁護士を統制する法律事務所は、弁護士協会と司法行政機関の統制を受けており、弁護士協会は党の政法委員会と司法行政機関の統制を受けており、司法行政機関もまた党の政法委員会の統制を受けている。そもそも法律事務所、弁護士協会、司法行政機関の各レベルに「党組織」が置かれ、党の意向に沿った組織管理、弁護士管理を行い得る制度になっているのである。「四重の統制主体」が複雑に交錯しながらの統制は徹底して行われており、具体的には「執業証書の年度考課（年検）制度」（この証書がなければ、法曹資格を持っていても弁護士として業務を行うことが出来ない）、司法行政機関による行政処罰と弁護士協会による懲戒処分からなる弁護士懲戒制度、弁護士に対する刑事罰（特に刑法 306 条に規定されている「弁護士偽証罪」はその拡大解釈による過剰統制の可能性から批判の声が大きい）が弁護士の自由を相当程度縛っている。他方、このようなムチに対して「弁護士の体制内化」というアメも用意されている。すなわち、第 1 に、官公庁の法律顧問、立法・司法・行政に関わる公職、国有企業 of 法律顧問や企業内弁護士といった形での「直接雇用」、第 2 に、立法草案起草を委託したり陳情処理を下請けに出したりするなど、弁護士による「法サービス」の官公庁による「購入」、第 3 に、人大代表、政教委員、党代表への登用のような「名誉職の付与」というものが、制度化され実行されている。弁護士は、これらのアメにより経済的利益を得られるだけでなく、自ら身の安全も確保できる。

全体として本論文が明らかにするのは党が社会の各レベルに統制を行き渡らせている統治体制

の中で、弁護士という法専門職もまたその統制に服している（「公権力のパペット化」）という事実であり、法は政治から十分に自律的な位置を確保できていないということである。そして、そのような統制がインフォーマルな関係や「空気」のようなものによってではなく、しばしば明文化された制度によって構築され実行されているということも示される。そこでは、司法の独立に関する懸念はほとんど見られず、むしろ社会主義の理念に沿った人民のための公明正大で効率的な統治のために必要な統制であることさえ、あっけらかんと唱われているのである。

以上のことを詳細に明らかにした本論文は、政治への司法の従属という中国の特徴を正面から捉えようとする研究であり、比較法的に大変興味深いものである。ただし、いくつかの問題もある。第1に、本文のほとんどが統制制度の法的枠組（条文）の整理と紹介にとどまっており実際の運用の実態の数量的ないし質的な調査がなされているわけではない（一度だけ長春市の司法行政局／弁護士協会の党組織における短期のインタビューと参与観察が行われている）。ごく少数の有名な懲罰事例などが逸話的に紹介されるにとどまっている。第2に、比較法研究として見ても、中国の制度概要紹介の域を出ておらず、諸外国での同種の制度やその実態についての言及は全くない。唯一冒頭で比較参照されている日本の弁護士の役割についても、その「法専門職」性についての教科書的（理念的）な説明が引用されているだけであり、実際の統制や役務の実態が視野に入っているとは言い難い。第3に、中国人である蘇氏にとっては言わずもがなのかもしれないが、そもそもどうして中国でこのような状態になっているのかについての相対的な視点からの分析がなく、一党独裁体制における党による統制という常識的な理解を弁護士についてなぞっているだけのようにも見えてしまう。

ただ、問題の性質上調査の困難さなどは避けがたい面もあり、比較法社会学的な分析が将来の課題であることは口頭試問の結果蘇氏本人も自覚していることが確認できた。中国の法曹と司法が直面している壁を理解する上で、貴重な情報を本論文は提示してくれている。以上を総合して、博士号付与に値すると審査委員全員一致で判断した。